

★第19回★

## 「延納制度の利用方法」

相続税は、金銭で一括納付することが原則ですが、相続税を一度に納めるのに十分な金銭が用意できない場合などには、延納制度を利用して分割納付することができます。今回は、この延納制度について解説します。



税理士 八木正宣

**相** 続税は原則として、納付期限までに各相続人が現金で一括して納付することになります。

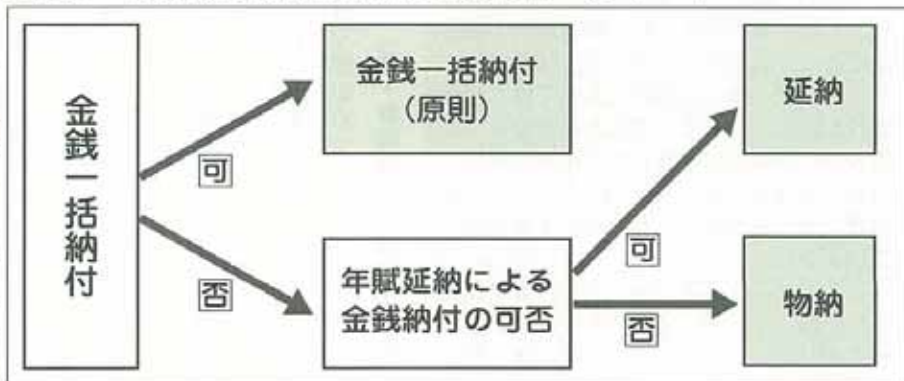
相続税の納付期限は、相続が発生してから10ヵ月以内となっておりますので、相続人は、それまでに相続した財産および相続人自身の財産の中から、相続税額に相当する現金を準備しなければなりません。

現金や預金を多く相続した場合であれば特に問題はありません。しかし、相続した財産が不動産ばかりであるといったケースについては、納付期限までに相続税を金銭で一括納付することは簡単ではありません。そこで、相続税を年払いの分割払いで納める延納制度と、相続財産で納める物納制度が設けられています。

金銭一括納付と延納、物納の3つの相続税納付方法のうち、どの方法となるかの判断は、図表1のような流れに従います。

まず、金銭一括納付が最優先です。金銭一括納付が困難な場合に限って、次に検討するのが延納です。延納したとしても納税してい

図表1 相続税の納付方法の判定フローチャート



くことが困難である場合に、物納を利用することになります。ちなみに、当初、延納の許可を受けた相続税について、その後延納条件どおりの納税を履行することが困難となった場合には、納付期限から10年以内限り、分納期限が未到来の税額部分については延納から物納への変更を行なう

ことができます。

### 相続税10万円超でなければ 延納制度は利用できない

それでは、延納について詳しく見ていきましょう。

延納制度の利用にあたっては、次に掲げるすべての要件に該当する必要があります。

- ①納めるべき相続税が10万円を超えること
- ②期限内に現金で一括納付することが困難であること
- ③延納税額に見合う担保を提供できること
- ④期間内に延納申請書を提出し、税務署長の許可を得ること

延納の担保として提供できる財産の種類は、国債および地方債や社債、一定の有価証券のほか、土地、保険がついた建物などです。相続で取得した財産に限らず、相続人が相続前から所有していた財産や、共同相続人または第三者が所有している財産であっても担保として提供することができます。なお、延納税額が50万円未満で延納期間が3年以下の場合、担保は不要となっています。

図表2 利子税率の特例の計算式

$$\text{延納利子税率} \times \frac{\text{各分納期限の2ヵ月前の月末の公定歩合} + 4\%}{7.3\%} = \text{特例の利子税率}$$

金銭で納付することが困難な理由については、延納申請書に記載

図表3 不動産等の割合と延納期間・利子税率

不動産等の割合	延納の対象となる税額	延納期間(最長)	利子税率	
			原則	特例(公定歩合0.4%)
75%以上	不動産等に対応する税額	20年	3.6%	2.1%
	その他の財産に対応する税額	10年	5.4%	3.2%
50%以上	不動産等に対応する税額	15年	3.6%	2.1%
	その他の財産に対応する税額	10年	5.4%	3.2%
50%未満	その他の財産に対応する税額	5年	6.0%	3.6%

することになります。活設計のことを考慮して記入すればよいでしょう。

### 相続した財産の中で 不動産の割合が多いと…

延納の具体的な内容ですが、原則として延納期間は5年以内、利子税率は年6%となっています。

ただし、各相続人の相続税額の計算の基礎となった財産の価額のうち、不動産等の価額が50%以上の割合を占めている場合には、延納期間と利子税率が緩和されます。

まず、相続で取得した財産のうち、不動産等の価額の占める割合が50%以上75%未満の場合には、その不動産等に対応する延納税額については、延納期間が最高15年、利子税率が年3.6%となります。

この場合、不動産等以外の財産に対応する延納税額についても、延納期間が最高10年、利子税率が年5.4%となります。



9 分納税額、分納期限及び分納税額の計算の明細

④ 期 間	分 納 期 限	延納相続税額の分納税額 (1,000円未満の端数が生ずる場合には、 端数金額は第1回に含めます。)		
		⑤ 不動産等又は立木に係る 税額 (②+5の年数)、 (③+5の年数)又は (④+5の年数)	⑥ 動産等又はその他の財 産に係る税額 (②+5の年数)、 (③+5の年数)又は (④+5の年数)	分 納 税 額 計 (⑤+⑥)
第1回	平成19年1月10日	625,900 円	97,100 円	723,000 円
第2回	20年1月10日	616,000	97,000	713,000
第3回	21年1月10日	616,000	97,000	713,000
第4回	22年1月10日	616,000	97,000	713,000
第5回	23年1月10日	616,000	97,000	713,000
第6回	24年1月10日	616,000	97,000	713,000
第7回	25年1月10日	616,000	97,000	713,000
第8回	26年1月10日	616,000	97,000	713,000
第9回	27年1月10日	616,000	97,000	713,000
第10回	28年1月10日	616,000	97,000	713,000
第11回	29年1月10日	616,000	/	616,000
第12回	30年1月10日	616,000		616,000
第13回	31年1月10日	616,000		616,000
第14回	32年1月10日	616,000		616,000
第15回	33年1月10日	616,000		616,000
第16回	34年1月10日	616,000		616,000
第17回	35年1月10日	616,000		616,000
第18回	36年1月10日	616,000		616,000
第19回	37年1月10日	616,000		616,000
第20回	38年1月10日	616,000		616,000
計		⑤、⑥又は⑦の金額 12,329,900	⑥、⑦又は⑧の金額 970,100	⑧の金額 13,300,000

あくまでも相続税部分のみの分納税額。利子税額については別途計算され、分納税額に加算して支払うことになる

10 その他参考事項

右の欄の該当の箇所を○で囲み住所氏名及び年月日を記入してください。	○ <b>被相続人</b> 遺贈者	(住 所) 東京都中野区××
		(氏 名) 近代 花子
	○ <b>引 取 出 期</b>	遺 贈 年 月 日 平成 17年 3月 7日
	申告( <b>引取期</b> 期限後、修正)、更正、決定年月日	平成 17年 3月 7日
納	期	限 平成 18年 1月 7日

さらに不動産等の価額の占める割合が75%以上の場合、その不動産等に対応する延納税額については、延納期間が最高20年、利子税率が年3・6%となります。

利子税率については、低金利時代ということから、特例が設けられています。具体的には、各分納期限の2カ月前の月末の公定歩合に年4%を加算した割合(延納特例基準割合)が年7・3%に満たない場合には、図表2の式で算出される税率になります。

以上の説明をまとめると、利子税率は図表3のようになりますので、参考にしてください。

**金融機関の融資を利用して一括納付を選択する方法も**

最後に、延納制度について具体的にイメージしてもらうために、実際の延納申請書のサンプルを紹介いたします。

相続税を延納する場合、まず納付期限までに納付できる金額があれば納付します(サンプルでは5万8500円納付する)。1年間の年割額(分納税額)は、不動産等に対応する部分とその他の部分

サンプル 相続税延納申請書



相続税延納申請書

税務署長様  
平成 年 月 日

住所 東京都中野区××

フリガナ 氏名 近代 太郎

下記のとおり相続税の延納を申請します。

(職業) 会社員 (電話) \_\_\_\_\_

1 延納申請税額

① 納付すべき相続税額	13,358,500
② ①のうち 物納申請税額	
③ ①のうち農地等の 納税猶予をする税額	
④ 差引 (①-②-③)	13,358,500
⑤ ①のうち 現金で納付する税額	58,500
⑥ 延納申請税額 (④-⑤)	13,300,000

2 金銭で納付することを困難とする理由  
(延納ができるのは、金銭で納付することが困難な範囲に限られます。)  
・相続財産および相続人個人の現金・預金残高が少なく、現金一括納付することが困難であるため。

3 不動産等の割合

区 分	課税相続財産の価額 (③の税額がある場合には、農業投資価格によります。)	割 合
立木の価額		③/④
不動産等(⑦を含む。)の価額	75,221,778	⑧/④
全体の課税相続財産の価額	81,506,471	
立木の価額	(千円未満の端数切り捨て) 0.000	③/⑧
不動産等(⑦を含む。)の価額	(千円未満の端数切り捨て) 75,221,000	⑧/⑧
全体の課税相続財産の価額	(千円未満の端数切り捨て) 81,506,000	

不動産の割合が75%以上のため、不動産等に対応する税額については延納期間20年、その他の財産に対応する税額については10年で申請している

作成税理士  
事務所所在地  
署名押印  
(電話番号)

4 延納申請税額の内訳

不動産等の割合(⑧)が75%以上の場合	不動産等に係る延納相続税額	⑧	5 延納申請年数	6 利子税の割合
不動産等に係る延納相続税額	(①×②と③とのいずれか少ない方の金額)	12,329,900	(最高) 20年以内	3.6
不動産等に係る延納相続税額	(④ - ⑤)	970,100	( ) 10年以内	5.4
不動産等の割合(⑧)が50%以上70%未満の場合	不動産等に係る延納相続税額	(①×②と③とのいずれか少ない方の金額)	( ) 15年以内	3.6
不動産等に係る延納相続税額	(④ - ⑤)		( ) 10年以内	5.4
不動産等の割合(⑧)が50%未満の場合	立木に係る延納相続税額	(①×②と③とのいずれか少ない方の金額)	( ) 5年以内	4.8
その他の財産に係る延納相続税額	(④ - ⑤)		( ) 5年以内	6.0

実際の利子税率については、利子税率の特例と比較のうえ、低いほうが採用される

7 不動産等の財産の明細 別紙不動産等の財産の明細書のとおり  
8 担保 別紙目録のとおり  
(下の欄には記入しないでください。)

税務署 整理欄	延納事務整理簿整理	一人別徴収カード整理
	年 月 日	年 月 日

に分けて、それぞれ延納税額を延納年数で割った金額の合計額となります。計算の結果、10000円未満の端数が出た場合は、その端数金額は初年度の納付金額に加えます。

利子税については、利子税率の特例により各分納期限ごとに変わる可能性があり、延納申請の時点では確定していません。各分納期限の分納税額に各分納期限に応じる利子税を合わせて、年賦納付することになります。

最後に、延納制度を検討した結果、利率や延納期間、分納税額などに不満があれば、金融機関から融資を受けるといった選択肢もあります。つまり、金融機関の融資により金銭一括納付を行ない、その後、融資を受けた金額を借入期間内で金融機関に対して返済していくという方法を取るわけです。

相続人から見れば、返済している相手が税務署か金融機関かという違いがあるのみです。

行職員としては、両者のうち有利なほうを選択するようにアドバイスしてあげることも大切でしょう。